




情報公開法案をめぐる与党三党の主張

	 小杉 隆氏 (自民)	 辻元清美氏 (社民)	 堂本暎子氏 (さきがけ)
目的	「国民の知る権利」を明記すべきでない。「行政の監視」は間接民主主義との関係で誤解招く	「知る権利」「行政の監視」「国民の参加」を明記すべきだ	「知る権利」「行政の監視」「国民の参加」を明記すべきだ
特殊法人	民間企業色の強い法人もあり、一律に情報公開の対象にはできない。別途検討する	出資額など一定の基準以上のものはすべて対象とすべきだ	出資額など一定の基準以上のものはすべて対象とすべきだ
手数料	適正な額の手数料を徴収する	閲覧は無料に。複写などは実費徴収に抑える	閲覧は無料に。複写などは実費徴収に抑える
訴訟場所	すぐには全国に広げられない	東京だけでなく資料請求者の居住地で訴訟を起こせるようにすべきだ	東京だけでなく資料請求者の居住地で訴訟を起こせるようにすべきだ

情報公開法案 月内国会提出へ

政府機関の文書などを国民が入手できるようにする「情報公開法案」の与党三党協議が大詰めを迎えた。与党の了解が得られれば、政府は今月中に法案を提出し、今国会での成立を目指す。政府原案を支持する自民党と、修正を迫る社民・さきがけ両党の考えにはなお隔たりがある。

与党内いまだぎくごぎ

▼▼監視と参加
十六日の第五回与党協議で、辻元清美社民党幹事長代理と堂本暎子さきがけ議員団座長が「納得できない」と修正を求めたのは法案の目的の項目。国民の知る権利を明記すべきだとする両氏の主張に対し、小杉隆自民党政調会長代理は「国民主権の理念にのっとり」という同趣旨の文言がある」と突っぱねた。さきがけに離れを生んでいる

のは、要綱案から法案になる段階で削除された国民による行政の監視・参加の充実」という言葉だ。社民党は「復活」を求めているが小杉氏は同日「行政の監視は国会がやるべきもの。それが議会制民主主義だ」という理論でかわした。

▼▼公開の例外
政府案は情報公開の対象

外として、日本道路公団や住宅金融公庫などの特殊法人をあげ、別途、法制化などを検討することなどを動力炉・核燃料開発事業団だ。たとえ国民色の強い営団地下鉄の経理が公開されれば、ライバル社の利益になる(自民党政調幹部)というのが理由だ。しかし、

知る権利明記は 公開対象どこまで 訴訟時の管轄は

情報公開法、村山内閣(当時)が「ガラス張りの行政」を目指して構想を打ち出し、今月になって政府が与党三党に原案を提示した。行政が作成した文書や資料、磁気記録について国民ならだれでも開示請求できる内容で、米国では既に一九六六年に情報自由法として成立。日本の「後進性」が指摘されていた。

▼▼不服の処理
政府機関が情報開示に応じない場合、申請者は訴訟を起すことができるが、管轄は行政機関の所在地にある裁判所に限られて重要だ(小杉氏)としている。政府機関は東京・霞が関に集中しているため、仮も検討している。

自民党側は「六十点の出来でも法律の早期成立こそ重要だ」として、見切り発車による法案提出に関心している。

修正迫る社民 自民は早期成立重視